

水道法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

1. 改正の趣旨

本省令案は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の規定の整備等を行うもの。

2. 改正の内容

（1）水道法施行規則の改正

① 広域連携の推進

広域連携を推進しようとする2以上の市町村が、改正法による改正後の水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第5条の3第5項の規定により都道府県に対して水道基盤強化計画の策定を要請する場合には、水道基盤強化計画の素案を作成した上で提示しなければならないこととする。

② 事業の休廃止の許可の申請手続及び許可基準

ア 申請手続

事業の休廃止の許可を申請しようとする水道事業者は、休廃止計画書、水道事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類、休廃止する給水区域を明らかにする地図等を添えて、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

イ 許可基準

厚生労働大臣は、事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ許可をしてはならないこととする。

③ 水道料金に関する技術的細目

ア 水道事業者が地方公共団体である場合

改正法により水道事業者が事業に係る収支の見通しを作成するよう努めることとされたことを踏まえ、料金原価の算定方法について、新たに以下の技術的細目を規定することとする。

（ア）事業に係る収支の見通しを作成した場合にあっては、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。

（イ）料金は（ア）の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。

（ウ）（ア）以外の場合には、料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

イ 水道事業者が地方公共団体以外である場合

水道事業者が地方公共団体以外である場合の料金原価の算定方法について、新たに、アと同様の技術的細目を規定することとする。その際、地方公共団体による水道事業の経営を前提とした現行の規定の「支払利息と資産維持費との合算額」の代わりに「事業報酬の額」を用いることとする。

④ 適切な資産管理の推進

ア 水道施設の維持及び修繕

- 水道事業者が行う水道施設の維持及び修繕に関する基準として、次に掲げる事項を規定することとする。
 - (ア) 水道施設の構造や位置、維持・修繕の状況等を勘案し、水道施設の運転状態を監視し、適切な時期に巡視を行う。その上で、水道施設を維持するために、清掃等の措置を講ずる。
 - (イ) 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視等の適切な方法により点検する。
 - (ウ) 水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能で、水密性を要するコンクリート構造物は、おおむね5年に1回以上の頻度で点検を行う。
 - (エ) 点検等により、水道施設の損傷、腐食等の異状を把握したときは、水道施設を良好な状態に保つために修繕等の措置を講ずる。
- 水道事業者は、上記のコンクリート構造物について、点検の年月日、点検の結果等を記録し、これを次に点検するまでの期間保存しなければならないこととする。
- 水道事業者は、上記のコンクリート構造物について、損傷、腐食、劣化等の異状を把握し、修繕を行った際は、その内容を記録し、当該施設を利用している期間保存しなければならないこととする。

イ 水道施設台帳

水道施設台帳については、次のとおり、調書及び図面をもって組成するものとする。

- (ア) 調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載する。
 - ・ 「管路等（導水管きよ、送水管及び配水管をいう。）」
 - その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式（以下「区分等」という。）並びに区分等ごとの延長
 - ・ 「水道施設（管路等を除く。）」
 - その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力
- (イ) 図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成する。
 - ・ 「一般図」
 - 市町村名及びその境界線、主要な水道施設の位置及び名称、主要な管路等の位置等を記載した地形図とすること。
 - ・ 「施設平面図」
 - 方位、管路等の位置、口径及び材質、制水弁、空気弁等の位置及び種類、管路等以外の施設の位置及び敷地の境界線、付近の道路、河川及び鉄道等の位置等を記載すること。
- (ウ) 一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかにおいて、管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり、制水弁、空気弁等の形式及び口径、止水栓の位置並びに道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長を記載する。

ウ 水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表

(ア) 水道事業者は、事業経営の将来的見通しを把握するため、事業に係る収支の見通しは、次のとおり試算するものとする。

- ・ 30年以上の合理的な算定期間を定めて当該事業に係る長期的な収支の見直しを試算する。
- ・ 算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の更新需要を算出する。
- ・ 更新需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮する。

(イ) 水道事業者は、試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないこととする。

(ウ) 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努めなければならないこととする。

⑤ 水道施設運営等事業関係

(調整中)

⑥ 水道用水供給事業者への準用

②、④、⑤等の規定について、水道用水供給事業者に関する必要な準用規定を整備する。

⑦ その他所要の規定の整備を行う。

(2) その他

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)を一部改正し、水道施設台帳の作成・保管の義務付け及び水道施設の点検の記録等に関して、電磁的方法を可能とする。

3. 根拠条項

法第5条の3第5項、第8条第2項、第11条第1項、第14条第3項、第22条の2第1項、第22条の3第2項、第22条の4第2項、第24条の5第1項及び第3項第10号並びに第24条の6第2項 等

4. 施行期日等

公布日 : 未定

施行期日 : 令和元年10月1日

ただし、2.(1)④イの規定は令和4年9月30日まで適用しない。